

## 第 50 回衆議院議員総選挙における不在者投票について

令和 6 年 10 月 27 日に投開票となります第 50 回衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査投票につきましてご案内申し上げます。

当院は開院後間もないため、千葉県選挙管理委員会より『不在者投票施設』の指定を受けておりません。従いまして投票を希望される入院患者様は、主治医に外出もしくは外泊のご相談をお申し出頂き、許可を得た上でご家族様同伴にて投票会場に赴いて頂く必要がございます。

患者様並びにご家族様にはご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。